

平成30年12月五島市議会定例会追加議案表

(平成30年12月6日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第149号	五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	1
議案第150号	五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	10
議案第151号	五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部改正について	12
議案第152号	工事請負契約の変更について	14
議案第153号	平成30年度五島市一般会計補正予算(第4号)	別冊
議案第154号	平成30年度五島市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	別冊

議案第 149 号

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 30 年 12 月 6 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(五島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 五島市職員の給与に関する条例(平成 16 年五島市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条中「414,300 円」を「414,800 円」に改める。

第 24 条第 1 項中「4,200 円」を「4,400 円」に、「20,000 円」を「21,000 円」に、「7,200 円」を「7,400 円」に改める。

第 32 条第 2 項第 1 号中「100 分の 90」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 90、12 月に支給する場合には 100 分の 95」に改め、同項第 2 号中「100 分の 42.5」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 42.5、12 月に支給する場合には 100 分の 47.5」に改め、同条第 5 項中「次条において同じ。)から」を「次条第 3 項第 3 号において同じ。)から」に、「同項」を「第 32 条第 1 項」に、「次条において同じ。)」を「次条第 1 項において同じ。)」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第5条関係） 行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100

	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
再任用 職員以 外の職 員	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	

68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			

	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第5条関係）医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級
		給料月額	給料月額
		円	円
	1	397,900	471,700
	2	400,800	474,000
	3	403,700	476,200
	4	406,500	478,500
	5	409,100	480,700
	6	411,800	482,900

	7	414,600	485,100
	8	417,300	487,300
	9	419,500	489,300
	10	422,200	491,400
	11	424,800	493,500
	12	427,500	495,600
	13	429,900	497,700
	14	432,400	499,800
	15	434,800	501,900
	16	437,300	504,000
	17	439,300	506,100
	18	441,700	508,100
	19	444,000	510,100
	20	446,400	512,100
	21	447,900	513,900
	22	450,300	515,700
	23	452,600	517,600
	24	454,900	519,500
	25	456,900	521,200
	26	459,200	523,000
	27	461,400	524,800
	28	463,700	526,600
	29	465,800	528,200
	30	468,100	530,000
	31	470,400	531,800
	32	472,600	533,600
	33	474,600	535,200
	34	476,700	537,000
	35	478,800	538,700
	36	480,900	540,500
	37	483,000	542,100
	38	484,800	543,700
	39	486,600	545,100
	40	488,400	546,700
	41	490,100	548,200
	42	491,900	549,600
	43	493,700	551,000
	44	495,500	552,300
	45	497,100	553,500
再任用職員以外	46	498,800	554,500
の職員	47	500,600	555,500
	48	502,400	556,500
	49	504,000	557,500
	50	505,300	558,400

	51	506,600	559,300
	52	507,900	560,200
	53	508,900	561,000
	54	510,200	561,900
	55	511,500	562,800
	56	512,800	563,700
	57	513,800	564,600
	58	514,600	565,500
	59	515,400	566,400
	60	516,200	567,100
	61	517,100	568,000
	62	517,900	568,900
	63	518,800	569,800
	64	519,600	570,700
	65	520,500	571,600
	66	521,400	
	67	522,100	
	68	523,000	
	69	523,900	
	70	524,700	
	71	525,600	
	72	526,500	
	73	527,300	
	74	528,200	
	75	529,100	
	76	529,800	
	77	530,600	
	78	531,500	
	79	532,400	
	80	533,300	
	81	534,100	
	82	535,000	
	83	535,900	
	84	536,800	
	85	537,600	
	86	538,500	
	87	539,400	
	88	540,300	
	89	541,100	
再任用職員		393,000	466,000

備考 この表は、診療所等に勤務する医師で市長が定める職員に適用する。

第2条 五島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。

第32条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

(五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年五島市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「、6月に支給する場合には」を削り、「、12月に支給する場合には」を「」とあるのは「100分の165」と、「」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

	「		「	
別表第1中		を		に改める。
	」		」	

	「		「	
別表第2中		を		に改める。
	」		」	

第4条 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五島市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の五島市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

一般職の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を考慮し、給料月額並びに初任給調整手当、宿日直手当及び勤勉手当の額について、一般職の国家公務員に準じて改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 150 号

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 30 年 12 月 6 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 五島市長及び副市長の給与に関する条例（平成 16 年五島市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 157.5、12 月に支給する場合には 100 分の 177.5」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の五島市長及び副市長の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第 5 条第 2 項の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の五島市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

特別職の職員の給与に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 2 号）の一部改正に伴い、期末手当の支給割合を改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第151号

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部改正について
五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年12月6日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
第1条 五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例（平成16年五島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「議員等」を「議長等」に改める。

第7条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例（次項において「改正後の議員報酬等条例」という。）第7条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

特別職の職員の給与に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 2 号）の一部改正に伴い、期末手当の支給割合を改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 152 号

工事請負契約の変更について

平成 30 年 6 月 26 日に議決された議案第 63 号工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更する。

平成 30 年 12 月 6 日提出

五島市長 野 口 市太郎

「4 工事請負金額 433,911,600 円」を「4 工事請負金額 479,475,720 円」に改める。

(提案理由)

平成 30 年度五島市中央公園陸上競技場改修工事に係る工事請負契約の変更については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 16 年五島市条例第 50 号)第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。